

デジタル教科書の普及促進に向けた技術的な課題に関する
ワーキンググループの運営について（案）

令和3年7月15日

デジタル教科書の普及促進に向けた技術的な
課題に関するワーキンググループ

（趣旨）

第1条 デジタル教科書の普及促進に向けた技術的な課題に関するワーキンググループ（以下「本会議」という。）の運営については、以下のとおり定めることとする。

（検討会）

第2条 主査は、本会議の議長となり、議事を運営する。

2 主査がやむを得ない理由により本会議の会議に出席できないときは、本会議に属する委員のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（会議の公開）

第3条 本会議は原則として公開とする。ただし、本会議に属する委員等の自らの識見に基づいた専門的・学術的な審議及び率直かつ自由な意見交換を確保する必要がある、又は審議内容に個別利害に直結する事項に係る案件を含み、主査が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（会議資料の公開）

第4条 本会議の会議資料は原則として配付資料をホームページへの掲載等により公開する。ただし、審議内容に個別利害に直結する事項に係る案件を含む等、主査が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（議事概要の公開）

第5条 本会議の議事は、議事概要等をホームページへの掲載等により公開する。ただし、主査が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。